

那覇市インターンシップ実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、那覇市（以下「市」という。）が学生の職業意識の向上及び市政に対する理解を深めることを目的として実施する就業体験（以下「インターンシップ」という。）に関する基本的事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 インターシップの対象者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、短期大学、高等学校等（以下「大学等」という。）に在学する学生とする。

(受入手続等)

第3条 大学等は、市におけるインターンシップの実施を希望する場合は、市長に対して、那覇市インターンシップ申込書（第1号様式）により申し込むものとする。

2 市長は、大学等からの申込があったときは、次の事項に留意して学生の受入れの適否を決定するものとする。

(1) 実習の目的、内容等が、インターンシップとして実施することが適当なものと認められるものであること。

(2) 市の業務に支障をきたすおそれのないものであること。

3 市は、前項の規定により学生の受入れを決定した場合は、那覇市インターンシップ受入決定通知書（第2号様式）により大学等に通知し、大学等と那覇市インターンシップに関する協定書（第3号様式）により協定を締結する。

4 大学等は、前項に定めるもののほか、事前に次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 誓約書（第4号様式）

(2) 災害傷害保険及び賠償責任保険の加入を証明する書類の写し

(実習期間)

第4条 第3条第2項の規定に基づく受入れの決定を受けた学生（以下「実習生」という。）の実習期間は、原則として2週間以内とする。

(実習時間)

第5条 実習時間については、市の職員（以下「市職員」という。）の勤務時間の例によるものとする。

(実習生の身分及び報酬等)

第6条 市は、実習生に対し、市職員の身分は付与しないものとし、賃金、報酬、手当、旅費等その他一切の金品を支給しない。

(服務)

第7条 実習生は、市職員の指示に従い、実習時間中は実習に専念しなければならない。

- 2 実習生は、実習期間中は、市職員が遵守すべき法令等を遵守しなければならない。
- 3 実習生は、市の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。
- 4 実習生は、実習上知り得た秘密を漏らしてはならない。実習期間終了後も、同様とする。

(実習期間における事故責任等)

第8条 大学等及び実習生は、実習期間における事故等に備えて、災害傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中及び実習先との往復途上における事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

- 2 実習生が、故意又は過失により市又は第三者に損害を与えたときは、大学等は、実習生と連帯して、その損害を賠償しなければならない。

(誓約)

第9条 実習生は、前2条の規定を遵守するため、第3条第4項第1号の誓約書により確約しなければならない。また、大学等は実習生に対しこの誓約の遵守について指導しなければならない。

(実習の中止)

第10条 市は、実習生が、前3条の規定に違反する行為を行なったときは、実習生の実習を中止することができる。

(実習の証明)

第11条 市は、大学等から実習生の実習内容等について証明を求められたときはこれを行うものとする。

(適用除外)

第12条 この要綱は、資格取得のための学生等の実地研修については、適用しない。

(その他別に定める事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか、インターンシップの実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年7月25日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年6月2日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

那覇市インターンシップ申込書

写真
(4 cm × 3 cm)
裏面に氏名を記入

フリガナ	生年月日					
氏名	昭和・平成	年	月	日生	満	歳
	TEL (自宅) (携帯)					
〒	Email アドレス					
現住所						
緊急時連絡先	氏名	(続柄:)	電話			

学校名等	大学 高校	学部 (学年	学科 年生)
部活 サークル等	趣味 特技等		

免許又は資格 (すべて記載して下さい)			
○ A 機器 ()には使えるソフト名(ワード・ Excel等)を記入して下さい	ワープロ () 使える (入力・書式設定・各種機能まで)	表計算 () 使える (入力・表・グラフ作成・計算式設定)	データベース () 使える (クエリー・マクロ・他)
	その他のソフト () 使える		

希望する実習期間 (○を記入して下さい)	1. 1～2週間コース	2. 1～3日コース
希望する部署 (あれば記入して下さい)	1 課 (理由)	
	2 課 (理由)	
	3 課 (理由)	
上記以外の部署でも、実習を希望しますか。	はい	いいえ

※必ず希望どおりになるものではありません。予め御了承ください。

裏面に続く>>>>>

那覇市でのインターンシップを志望する理由

これまでに最も力を入れてきたこと、失敗したこと、成功したこと、そこで学んだこと、得たこと 等

インターンシップの経験を、実習後にどのように活かしていきたいと思いませんか。

自己PR欄

実習における単位認定の有無

有 ・ 無

将来の就職希望先

※本申込書記載の個人情報、インターンシップに関連する業務以外で利用することはありません。

申 込 日 : _____ 年 _____ 月 _____ 日

氏 名 : _____

----- 大学等記入欄 -----

大学等担当者による特記事項（※特別な配慮が必要な場合等は、必ず御記入ください。）

大学等担当者名 : _____

年 月 日

〇〇〇〇

様

那 覇 市 長
(公 印 省 略)

那覇市インターンシップ受入決定通知書

みだしの件につきまして、以下のとおり、インターンシップの受入の可否を決定しましたので那覇市インターンシップ実施要綱第3条第3項の規定に基づき通知いたします。

	氏名	受入部署 (予定)	受入期間 (予定)	受入 可否	備考
1					
2					
3					
4					
5					

連絡先
人事課人事グループ
担当 〇〇〇〇
電話：098-861-7499

第3号様式（第3条関係）

那覇市インターンシップに関する協定書

那覇市インターンシップ実施要綱（以下「要綱」という。）第3条第3項に基づき、那覇市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）の間において、以下のとおり協定を締結する。

（実習生の受入）

第1条 甲は、学生の職業意識の向上及び市政に対する理解を深めることを目的として、乙に所属する別紙の学生を実習生として受け入れるものとする。

（実習期間）

第2条 実習生の実習期間は、原則として2週間以内の期間とする。

（実習時間）

第3条 実習生の実習時間は、甲に属する職員（以下「市職員」という。）の勤務時間の例による。

（実習生の身分及び報酬）

第4条 甲は、実習生に対し、職員の身分は付与しないものとし、賃金、報酬、手当、旅費等その他一切の金品を支給しない。

（実習生の服務）

第5条 実習生は、市職員の指示に従い、実習時間中は実習に専念しなければならない。

2 実習生は、実習期間中は、市職員が遵守すべき法令等を遵守しなければならない。

3 実習生は、甲の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。

4 実習生は、実習上知り得た秘密を漏らしてはならない。実習期間終了後も、同様とする。

（実習期間における事故責任等）

第6条 乙及び実習生は、実習期間における事故に備えて、災害傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中及び実習先との往復途上における事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

2 実習生が、故意又は過失により甲及び第三者に損害を与えたときは、乙及び実習生は、その損害を賠償しなければならない。

（誓約）

第7条 実習生は、前2条の規定を遵守するため、要綱第3条第4項第1号の誓約書により確約しなければならない。また、乙は実習生に対しこの誓約の遵守について指導しなければならない。

(実習の中止)

第 8 条 甲は、実習生が、前 3 条の規定に違反する行為を行なったときは、実習生の実習を中止することができる。

(協定書の有効期間)

第 9 条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から次の 3 月 31 日までとし、期間満了の 60 日前までに甲乙のどちらか一方から解約の申出がない場合は、翌年 3 月 31 日までの 1 年間更新されたものとし、以後も同様とする。

(その他)

第 10 条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義を生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この協定書の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

年 月 日

甲 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市
那覇市長

乙

誓約書

那覇市長様

私は、那覇市において、「那覇市インターンシップ実施要綱」に基づき実習するにあたり、以下について誓約します。

- 1 私は、那覇市職員の指示に従い、実習時間中は実習に専念することを誓います。
- 2 私は、実習期間中は、那覇市職員が遵守すべき法令等を遵守することを誓います。
- 3 私は、那覇市の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしないことを誓います。
- 4 私は、実習上知り得た秘密を実習期間中及び実習終了後においても一切外部に漏らさないことを誓います。
- 5 私は、実習期間における事故等に備えて、災害傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中及び実習先との往復途上における事故に関しては、自らの責任において対応することを誓います。
- 6 私は、故意又は過失により那覇市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償することを誓います。

年 月 日

実習期間 _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日

大学等 _____

学部学科 _____ (学年 年)

氏 名 _____

大学等担当者名 _____